

遠州流域治水オフィシャルソーター制度 規約

(趣旨)

第一条 令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、遠州流域治水協議会を発足しており、河川の氾濫域等において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」の各種取組を計画的に推進している。本取組を、民間企業、市民、団体、大学・研究機関等の多様な関係者に幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、遠州流域治水オフィシャルソーター制度を創設する。この規約は、遠州流域治水オフィシャルソーター制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第二条**
- 1 この規約において、「遠州流域治水オフィシャルソーター」（以下「ソーター」という）とは、制度に基づき登録された遠州流域において活動中及び活動予定のある民間企業、市民、団体、大学・研究機関等である。
 - 2 この規約において、「遠州流域治水オフィシャルソーター懇談会」（以下「懇談会」という）とは、ソーターにより組織されるものである。

(ソーターの登録)

- 第三条** ソーターとしての活動を希望する民間企業、市民、団体、大学・研究機関等は、次のいずれかの取組を通じて「流域治水」に関する活動等を実施または実施予定のものとする。
- (1) 企業等のWebページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
 - (2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
 - (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
 - (4) 貯留施設の設置など自らの流域治水に資する取組
 - (5) 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
 - (6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
 - (7) 静岡県西部中東遠地域大規模氾濫減災協議会及び遠州流域治水協議会が認めれる取組
 - (8) その他、流域治水に資する優良な活動

(懇談会)

- 第四条** ソーターは懇談会を通じ、静岡県西部中東遠地域大規模氾濫減災協議会及び遠州流域治水協議会の減災・防災に資する取組について、情報交換、意見交換を行う。この結果については、両協議会へ報告する。

(懇談会の運営)

- 第五条** 懇談会の運営は、静岡県西部中東遠地域大規模氾濫減災協議会及び遠州流域治水協議会の事務局が行うこととし、懇談会の招集及び運営を行う。

(取組実施に関わる費用)

- 第六条**
- 1 取組実施に関わる費用は基本的にソーターによる負担とする。
 - 2 ただし、提案内容が協議会構成員に財政的な効果をもたらす場合等において、各協議会構成員からの財政支出を伴う提案を排除するものではない。

(リスク分担)

- 第七条 取組実施時に事故や損失等が生じた場合、その責任は取組実施の段階に応じたりスク分担者が負うことを基本とする。リスク分担は以下の通りである。
- 1 実証段階におけるリスクは両協議会が負担することを基本とする。
 - 2 実装段階におけるリスクはサポーターとこの関係者等が負担することを基本とする。

(情報管理)

- 第八条 1 懇談会において共有された全ての情報は、サポーターの許可なく公開されることはない。
- 2 懇談会において共有された情報の公開に当たっては、サポーターの了解を取るものとする。

(協議会の参加)

- 第九条 サポーターは静岡県西部中東遠地域大規模氾濫減災協議会及び遠州流域治水協議会により主催される会議に、協議会の許可を得た上で、オブザーバーとして参加することができる。

(雑則)

- 第十条 この規約に定めるもののほかは、懇談会に諮り定めるものとする。

(付則)

- 第十一条 この規約は、令和6年3月25日より施行する。

(規約改正の経緯)

令和6年3月25日 実施
令和7年3月13日 第一回改正